

令和3年12月1日

各府省事務次官 殿

各外局長 殿

人 事 院 事 務 総 長

「人事院規則10—11（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限）の運用について」の一部改正について（通知）

「人事院規則10—11（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限）の運用について（平成10年11月13日職福一443）」の一部を下記のとおり改正したので、令和4年1月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
第4条関係	第4条関係
1 (略)	1 (略)
2 子が出生する前に請求をした職員は、子が出生した後、速やかに、当該子の氏名及び生年月	2 子が出生する前に請求をした職員は、子が出生した後、速やかに、当該子の氏名及び生年月

日を各省各庁の長に届け出なければならぬ。この場合において、人事院規則 15—14（職員の勤務時間、休日及び休暇）第 27 条第 3 項の規定による届出又は人事院規則 15—15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）第 4 条第 1 項第 11 号に掲げる場合に該当することとなった旨の届出を行った女子職員にあっては、これらの届出をもってこの届出に代えることができるものとする。

日を各省各庁の長に届け出なければならぬ。この場合において、人事院規則 15—14（職員の勤務時間、休日及び休暇）第 27 条第 3 項の規定による届出又は人事院規則 15—15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）第 4 条第 2 項第 2 号に掲げる場合に該当することとなった旨の届出を行った女子職員にあっては、これらの届出をもってこの届出に代えることができるものとする。

以 上